

問 水路に処理水を放流する場合の法的な制限について

答 処理水の放流先については、愛媛県浄化槽取扱指導要綱により、「下水道、下水路、河川等の公共用水域の適当な放流先を確保すること」とされている。なお、この場合、占用許可を得る必要がある場合がある。

また、浄化槽法第4条には、浄化槽から公共用水域に放流される水の水质について、環境省令で技術上の基準が定められている。

【町の施設および公的機関等の今後の電力供給について】

問 太陽光発電の小中学校への設置計画について

答 現在のところ計画はないが、県内にも校舎屋上に太陽光発電パネルを設置している学校もあり、環境教育の観点からも太陽光発電など、エコスクールの整備については検討していく必要があると考えている。

問 休耕田や空地等を利用したメガソーラー的な計画について

答 現在のところ、休耕田や空地などを利用したメガソーラーの建設計画はない。

問 太陽光発電設置者に対する町の支援について

答 本町では、環境保全の意識の高揚や地球温暖化防止を図るため、平成23年4月1日から住宅用太陽光発電シス

テムを設置する者に対し、予算の範囲内で鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金1キロワット当たり2万5,000円、10万円を上限として交付している。昨年度は29件、今年度は現在まで15件の合計44件の申請があった。

また、ニュータウン鬼北の里の分譲地を購入し、自ら居住する住宅を建設し、太陽光発電施設を整備される方に対して、最高で50万円の補助金を交付する支援制度を設けており、これまでに整備中も含め14件の支援を行っている。

問 節電対策について

答 本町においては、四国電力宇和島支店の職員に來庁していただき、夏場の電力使用の状況と節電方法についてご指導をいただいたところであり、先日の課長等を中心とした会議において節電方法等の協議を行い、去る18日から実施をしているところである。

現在取り組んでいる節電方法としては、これまで実施してきた「クールビズ」、「蛍光灯の間引き消灯」、「一部窓口を除く昼休みの完全消灯」、「座席を長時間離れる場合等のパソコンの電源オフ」、「室温28度の徹底」、「ノー残業デーの実施」、「夏場における休暇取得の推進」等のほか、新たに「各職場ごとの節電マネージャーの設置」、「16時30分からのエアコン運転停止」等に取り組んでいる。

また、町民の方々に対しては、広報

7月号や回覧等で節電への協力をお願いすることとしている。

◆芝 照雄 議員

【町内各保育所・小中学校の大規模災害発生時の対応策について】

問 園児・児童・生徒の安全確保に対する対応策について

答 保育所では、保育所危機対応マニュアルを作成し、職員の共通認識のもと迅速な対応ができるよう周知徹底を図るとともに、避難訓練を、年に4回程度実施し、児童の安全確保に努めている。また、保育室内のロッカー、テレビ等備品の固定化により被害防止に努めるとともに、乳児室には、常時、乳母車型の避難車を置く等、避難誘導が迅速にできるよう配慮している。

また、小中学校においては、児童生徒の安全を確保するため、避難訓練を年2回から3回実施しており、地震における避難訓練では、地震の揺れが起こったときには頭を守ることや、安全な場所にすばやく避難することなどを指導している。各学校では、対応マニュアルを備え、教職員がマニュアルに沿って対応できるようにしており、心肺蘇生法の研修も実施している。

【愛媛国体誘致に向けての対応について】

問 国体開幕までの取組みについて

答 本町では、平成25年度の早い時期に国体準備委員会を設立し、国体に向けた準備作業を進め、国体の愛媛県決

定に合わせて平成26年度に国体実行委員会を設立したいと考えている。この準備委員会、実行委員会、施設整備計画、競技運営方針、宿泊計画などを協議決定し、国体に向けての準備作業を進めていきたいと考えている。

問 設備等の整備について

答 平成23年7月に日本バレーボール協会競技役員による競技会場の視察が行われた。その視察において、会場予定地の鬼北総合公園体育館については、国体競技規則のバレーボール競技2面を実施するに適当なスペースを有することを確認していただいている。

なお、照度不足について指導を受けているので、平成26年度末までにLED電球に取り替えるなどの整備を行いたいと考えている。

また、平成27年度頃には、何らかの公式の大会をプレイベントとして招致したいと思っており、それまでにある程度の施設整備とソフト面での体制整備を進めていきたいと考えている。

【携帯電話不通話地区対応について】

問 安森と節安の携帯電話の整備計画について

答 平成23年度から取り組んでいる携帯電話等エリア整備事業に採択される主な要件としては、1点目として「住民が住んでいること」、2点目として「携帯電話事業者と町に住民から整備要望があり、携帯電話事業者が事業に参画出来ること」等である。